

小牧市公民館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月28日

小牧市教育委員会
教育長 中 川 宣 芳

小牧市教育委員会規則第5号

小牧市公民館の管理に関する規則の一部を改正する規則

小牧市公民館の管理に関する規則（昭和47年小牧市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(利用の手続)」に改め、同条第1項中「公民館利用許可申請書」を「公民館利用（変更）許可申請書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請の受付は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「市内利用者」という。）にあつては利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の6月前の月の15日からとし、市内利用者以外の者にあつては利用日の属する月の5月前の月の初日からとする。ただし、教育委員会が別に定める方法により施設の利用の予約が承認されたとき又は教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条中「公民館利用許可書」を「公民館利用（変更）許可書」に改める。

第6条を次のように改める。

（利用の変更等の許可）

第6条 公民館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可された事項を変更しようとするときは公民館利用（変更）許可申請書を、利用の取消しをしようとするときは公民館利用取消許可申請書（様式第3）を速やかに指定管理者等に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者等は、前項の規定により変更の許可をしたときは公民館利用（変更）許可書を、取消しの許可をしたときは公民館利用取消許可書（様式第4）を当該許可に係る申請をした者に対し交付するものとする。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1から様式第4までを次のように改める。

様式第2（第5条関係）

公民館利用（変更）許可書

年 月 日

氏 名

郵便番号

住 所

電話番号

指定管理者等



次のとおり許可します。

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的（催 し物名）・備品	使用料 （円）	減免 金額 （円）	支払 料金 （円）
【利用上の注意】	使用料合計			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第6条関係）

公民館利用取消許可書

年 月 日

氏 名

郵便番号

住 所

電話番号

指定管理者等



次の内容の施設利用の取消しを許可します。

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的（催 し物名）・備品	使用料 （円）	減免 金額 （円）	支払 料金 （円）
使用料合計				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 5 中「第 1 5 条」を「第 1 4 条」に改める。

様式第 6 中「第 2 0 条」を「第 1 9 条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市公民館の管理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙(様式第 1 及び様式第 3 に限る。)は、改正後の小牧市公民館の管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。